二 宗門改めから人別改めへ

毎年強制的に、 (一六六四) には私領 (大名領) にも宗門改役を設置させた。 キリシタンが見つかると転宗させ、従わなければ死罪にし の 門 同十七年(一六四〇)には天領(直轄領) 改 設 制 十五歳から六十歳までの男子に宗門改めを実施 寛永十五年 幕府は、 (一六三八)、天草・ 乱の再発防止とキリシタン摘発 に、 島原の 寛文四年 乱 鎮 0 圧

国的 檀那寺の統制下に置く「寺請制度」を設けたのである。 踏ませる「絵踏制度」が設けられた。そして、すべての住民を は寛厳の差があり、 いた長崎・大村・平戸などの 「豊後区」では、 宗門改めは、 制 度とはいえ、 時代と地域によって多少差異がある。これが全 宗門改めのほか、 かつ九州内でもキリシタンが多数居住して キリシタン宗門の盛んな九州と他 「下区」や府内・臼杵・竹田など キリスト像やマリア像を 地 域

主だった。 口演や伝達内容もキリシタン宗門禁令や取締りに関する事項が初期は宗教的色彩の濃厚なものであった。宗門改めの判形日の一元来、宗門改めはキリシタン検索を趣旨とするもので、その

〇四)ごろになると、宗門改めは、しだいに宗門人別改めの性しかし、キリシタン類族が減少する元禄期(一六八八~一七

なり、 也。今に類族を吟味すること詮も無きこと也」と言っている。 のころ、すでに「吉利支丹と言者、 の口演や伝達事項も一層社会経済的要素が包含されてくる。 格が濃厚になってくる。 荻生徂徠は、その著 農村社会にも貨幣経済が浸透するため、 政 元禄期になると、 談 の中で、 今は日本国中に有間敷こと 享保 (一七一六~三六) 町人の台頭が顕著と 宗門改め判形 H

、切支丹類族一件の事『地方凡例録』巻三八に、

また、

になる。女生の方は曽孫迄四代にて類族切る。五代目より素人に成……(前略)男生の子の方は本人より七世の孫まで類族にて八代目より素人

門改めについて見てみよう。 うか。この点に関しては後述することにして、次に小倉藩の宗 初期のキリシタン禁圧の宗教的色彩が薄れたころ、 ろはともかく、 ゆえに、この時代に類族の名はなくなるはずである。 とすると、文政(一八一八~三〇)のころの類族は七代になる。 とある。ところで、寛文年間(一六六一~七三) して年々宗門改めを行うことは、 類族のいなくなる文政以降、 ほとんど無意味ではないだろ 更に時代が下り、 0) 祖法を墨守 類 族 享保のこ 派を初代

小倉藩の宗門改め - 寛文四年(一六六四)、

全国的に宗

門改

ある。

料』第五輯)に、宗門改めの規定について、次のような記事が子に宗門改めが実施された。『小倉藩政時状記』(『福岡県史資

場所において宗門改・像踏を執行するのが藩の規定なり 印なさしむ。こうして、 じ、 までの男子は、 伏せた像の上に両足を揃え立って向こうへ通過す。宗旨奉行は手代に命 人・庄屋・方 頭・各宗寺院の住職・僧侶出席立会し、十五歳以上六十歳 方役人・筋奉行・代官・山奉行・大庄屋・各奉行手代・子供役・村役 き手数を省き、 小倉藩は、 は三月三日大里町西生寺に宗旨奉行はキリシタンの像を護り出張す。 庄屋の呼び出した人名を宗旨帳と照合し、 像 受け持ち村の庄屋の呼び出しに応じ、 (踏絵板) 毎年三月、藩士ならびに城下小倉町を始めとし、 宗旨奉行は領内を巡廻し、 のあるを幸に、 誓証文や血判のごとき面倒くさ なお、 郡一 檀那寺の住職に捺 前に進み、 か 所 既定の 企救郡 郡

3

う。
宗門改制度と、その変質過程を、宗門改めを中心に述べておこ宗門改制度と、その変質過程を、宗門改めを中心に述べておこ宗門・人別改めと絵踏という重層的施策が採られた小倉藩の

人を立て、請合証文を提出しなければならなかった。 一歳までのすべての男子に実施した。しかし、病気やそ宗旨帳に仕立て、家中から百姓に至るまで十五歳以上六宗門改めは、毎年一度、家中・町人・郡中の男女残らず

2

庄屋は、

毎月村民を集めて、

キリシタンの禁制

幕府や

同

十日

田

川郡

御改

同所泊

宗旨奉行へ提出された。 紙にまとめ、毎月二十九日に筋奉行に届け、筋奉行からされたことを見届けて、郡ごとに大庄屋連名の証文を一府や藩の伝達・順守事項が手永内の村々に滞りなく伝達藩の布達、法令順守などを読み聞かせた。大庄屋は、幕

閑期 影響で、三月四日からの予定が七月二十四日から始まっ 宗門改め・踏絵の時期は、 記」二月二十五日条) は十二月に廻郡している。 戦争)の影響で廻郡は中止され、 ている。また、慶応三年(一八六七)は長州戦争(小倉 0 (一八二八)の宗門改め廻郡の行程(「国作手永大庄屋日 廻郡は、 の三月に実施した。 豊前・豊後に起きた文化一揆 を紹介しておこう。 しかし、文化九年 農繁期を避け、 次に一例として、文政十一年 翌明治元年 (一八六八) (農民一揆)の 原則: (二八一二) 的には農

六郡宗門御改休泊

 三月八日
 企救郡御改
 (大里休

 三月八日
 企救郡御改
 (大里出立

 「野休
 (香春泊り

同 同 同 れあるべく候。若日相違候はば、早速申し入るべし。諸證文・帳 右の通宗門御改休泊付差し出し置き候。 同 同 同 同 + 子三月 十七日 十六日 十四四 十三日 十二日 以上 五. 日 日 H 京都郡御改 仲津郡御改 六郡御祈祷 上毛郡御改 築城郡御改 /行司出立 / 同所泊 何所泊 同所出立 八屋泊 椎田泊 行 司 休 大橋休 大橋泊 椎 大村休 椎田出立 同所出立 香春出立 下曽祢休 田泊 田休 定て宗旨方へ御沙汰もこ

> 面等手後に相成らざる様申し付けらるべく候。 以上。

月二十一日

大庄屋中

路は定式がなかった(「長井手永大庄屋日記」)。 順であった。このように、 と改称した。明治元年(一八六八)の廻郡は、 郡→上毛郡→仲津郡→京都郡→企救郡となっている。 決まっていたが、慶応二年(一八六六)は田川郡→築城 に移され、 長州藩預けのため、 三年(一八六七)三月、香春御茶屋を藩庁とし、 置かれた。その後、肥後より香春へ帰藩した藩主は慶応 主や家族・家臣・領民らおよそ一万人は香春そして肥後 年八月一日、長州戦争で敗北し、小倉城を自焼、 →築城郡→仲津郡→京都郡→田 京都郡であった。 条約を交わし、 へと落ち延びていった。同年十二月二十八日、) には、 (小倉新田藩主)小笠原貞正を名代として長州藩と講 『郡→築城郡→上毛郡→仲津郡→京都郡そして小倉 廻郡 の順路は、この文政十一年のように、 豊津藩と改められた。 田川郡→京都郡→仲津郡→築城郡→上毛郡 小倉城下及び企救郡は長州藩の占領下に 同三年 (一八七〇) 一月、藩庁が豊津 田川郡→上毛郡→築城郡→仲 幕末・ Ш 同年の廻郡は、 維新期の宗門改め 郡 翌 四 年 企救郡 企救郡 (一八七 篠崎侯 津郡→ 香春藩 幼 上 い藩 同 順 が 和 田

4 た。 宗門 似』)。改め場所は一 とした (『福岡県史』第三巻下冊)。 寺 二時ごろまでの一日で行われた。 ち改め役人が六郡 初期のころ、 その後、 五)からは三か寺の順番制を止め、長福寺に決めた。 峰 在方改めは、 改め 高寺の三か寺の順番であったが、 享保十六年 の場所 町奉行宅であったが、のち寺院に改められ は、 初期のころ、郡代役宅であったが、 郡一か所で、 (のち五郡)を廻郡した(『鵜之真期のころ、郡代役宅であったが、の 初期のころ、 (一七三一) からは改め場所を会所 午前十時ごろから午後 家中 町人の改め場所 は大隆寺・宗玄 正徳五年 は

付属・監察課付属・民事課中卒など五人となった。勢・下目付など六人、同四年(一八七一)は寺社掛・同治元年(一八六八)は宗旨方役人・同手代・同手代加目付・郡目付・手付ら一七~二三人ほどであったが、明⑤ 小倉領六郡の廻郡役人は、宗旨奉行・中目付・中役・下

げる点では同じであるから自然兼用混用され「宗門人別改帳 生的にも別個のもので、 にしたものである。 制度の変質 宗門人別改 「人別帳」 どちらも住民の は、 門改めを施行するために作成されたものであ 「宗門改帳」は、 人別改め 元来、このように作成の目的も異なり、 調査の方法や手段も必ずしも同一では 戸 戸口 人別を町・ 各人の宗旨関係を調査する宗 [調査) 村ごとに帳簿に作りあ 0) 結果を一 冊 0) 帳 発 簿

> 帳」の が行われることになった。 なったのである。宗門改めは毎年実施され、六年に一度大改 が行われるようになると、「人別改帳」としての性格が顕著と 施行、 第一回全国人口調査を試み、 というようなものとなった。この 以後子・午年の六年一 性格が強かったが、享保六年 回の定期的な制度として人口 第二回を同十一年(一七二六) 、改帳が、 (一七二一)に将軍吉宗 初期には 「 宗 が 改

終わり、その効果にめぼしいものがなかった。うとして戸籍制度を厳しくした。しかし、この施策は不徹底に離農を抑制し、大都市へ流入している農民を旧里へ帰還させよ寛政期(一七八九~一八〇一)は、目立ってきた農民の離村

庄屋日記」文政五年(一八二二)三月二十七日の条に、して、「人別改め」に主眼が置かれるようになる。「国作手永大ン検索を目的とした「宗門改め」はほとんど無意味となる。そシタン類族は七代目になるので、類族は素人となり、キリシタ前述のごとく、文政期(一八一八~三○)のころには、キリ

様御申し付けこれあるべく候。の趣を以て帳面仕立て、四月二十九日迄の内、間違なく差し出し候僧俗男女当年子に至る迄壱人も残らざる様年・名迄委細相記し、前々この度御領中人別御改、公義え差し上げられ候。これにより御領中

取り、帳面に相記し差し出さるべく候。もっとも企救郡廣寿寺・延寺社へは寺社奉行中より申し渡され候間、その村々庄屋へ書付請け

ればならなかった。

命寺・妙行寺・田川郡彦山、 上毛郡求菩提山は別段に帳面出し候間

村方より掛け合い及ばず候

手永々々帳面出 来の上、大寄帳壱冊仕立て相添え差し出さるべく

召仕の男女別帳に仕立て申すべく候

穢多・非人これ又壱人も残らざる様別帳に仕立て申すべく候

右の趣を以て念を入れ、帳面仕立て候様申し付けこれあるべく候。以上。

三月二十四日

筋奉行中

召仕の男女片書に何村何某の子委細書付の事

別紙の通り申し来たり候間、 帳面差し出さるべく候

以上。

三月二十五日

井上與三左衛門

大庄屋中

とある。文中は、「宗門改め」ではなく「人別改め」と明記さ を書きあげて「人別改帳」を作成し、 領内の僧俗、 当年生まれの子まで一人も残さず年齢・名前 藩から幕府へ提出しなけ

的に送り返そうと努めたのである。これが、天保十四年(一八 の正確をはかるとともに、一方では農民の離村向都を厳しく取 そして、天保の改革では、 他方では江戸・大坂などの都市から農民を農村に積極 人口移動の調査を励行させて戸籍

四三)の「人返しの法」である。

なっていった。 での百姓一揆、 ていった。幕末にしきりに発生した都市での打ちこわしや農村 府や諸藩は、 第に連合して新たな反幕府勢力を築きあげようとしたため、 幕末になると、 武士浪人や一般浮浪人の動きに対し、警戒を強め 農民のかけ落ち・出奔などが大きな社会問題と 幕藩権力の衰退に伴い、 諸藩の脱藩浪士が次

てきたのである。 申戸籍」へと受け継がれ、そして現在の国勢調査にまで発展し あまり例のない日本の戸籍制度は、明治五年(一八七二)の「壬ル る。こうして、「人別改帳」は戸籍簿化し、 の名称も変化していき、制度そのものの変質がみられるのであ 門改帳」から「宗門人別改帳」、そして「人別改帳」と、 門改め」から「人別改め」に力点が置かれるようになり、 このように、宗門・人別改めは、 時世の変転とともに、 近世の諸外国にも 改帳

絵」は、 であり、そのときに用いられた聖画像を「踏絵」という。 のようなキリシタン摘発の方法を制度化したのが して「ごえい」・「みえい」(御影)ともいった。 て崇める十字架やキリストや聖母マリアの絵像を踏ませた。こ 絵踏と踏絵 ポルトガル語で「いませ」といい、これを日本語に訳 キリスト教の信仰を禁じ、 るために、幕府はキリシタンが信仰の対象とし キリシタンを検索す 制度 踏

を描い 紙に描いたキリストやマリアの画像、 長崎奉行保管の真鍮踏絵を借りて領 を作製させた。 は寛永六年 信仰道具を踏ませた。 くなると、 幕府は、 た紙、 蕳 長崎をはじめ九州で、 (一六二四 (一六二九) ころからである。 信者から没収した「ごえい」や「くるす」 長崎の鋳物師祐佐に命じて真鍮製の踏絵二〇枚 平戸・大村・島原・ 踏絵板による検索が長崎で実施され 了 四 四 に、 幕吏は検索のために、 日田 キリシタンの 内の絵踏を実施した。 あるいは単に十字架の印 ・臼杵などの諸 寛文九年 取 調 べ (一大六 などの 当初 が 藩 厳 は

(5)

小 倉藩の絵踏 枚は天草・ 小倉藩は、 長崎奉行から真鍮踏絵を借用する必要は 独自に二枚の踏絵を持ってい たの

なかった。

島原の乱のおりに分捕ったキリストの

像 ある。小笠原中津藩は、 筋の藪の中から掘り出した聖画 直接支配を受けた (『福岡県史資料』 たが、 奥平期には長崎より借用するようになり、 (藩庁 第五輯)、 小倉より踏絵板を借用して絵踏を実施 「日記」·「惣町大帳」)。 もう一枚は小倉城下町の円応寺 像 (『福岡県史』第三巻下冊) 長崎 で

6

踏制度を次に見てみよう。 宗門人別改と絵踏という 重層的な施策が採られた小倉 藩 0 絵

- る。 小笠原小倉藩では、 絵踏のことを 像踏 み と呼んで
- (2) 絵踏 は、 毎 年宗門改めの 日に同時に行われた。

- 3 年齢 絵踏を受けねばならない者に年齢の規定があっ は 十五歳から六十歳までの男子である。 た。
- 宗門改 した。 Ø 0) 白に、 宗旨改役人が踏絵を持って領内 を 廻郡

4

- れた。 百姓などである。 屋番などである。 勢勘定方・撫育方・吟味役・ 絵踏は、 方代勤・人馬方・押方・郷筒世話方・帯刀御免の者 加勢・格式子供役・子供役格・子供役見習・勘定方 大庄屋代勤・大庄屋見習・ (文久三年以降) 「上踏み」は、 身分によって「上踏み」と「下 「下踏み」 郡 大庄屋・格式大庄屋 医 子供役・子供役代勤 御手当・ は、 開作掛・百人夫方・百人夫 庄屋・ 郷 筒 方頭・ 路ぶ み ·大庄屋 准 農 に分けら 組 子 兵 頭 ,供役 加加 \Box
- 大庄 役の者 しかし、 みが大庄屋― 絵踏には、 あと下踏みが庄屋 に宗門改め・ 供役加勢 屋 格式子供役 -大庄屋代勤· 元治 格式 踏む順 格式大庄屋 完年 大庄屋 子供役見習 像踏み順の大幅変更があり、 番 (一八六四) -撫育方-方頭 —大庄屋見習—子供役 の (踏絵順付) 順となった。 組 大庄屋格―子供役の順 -吟味役 勘定方 頭 が 平百姓の 大庄屋 あ 慶応二 開作掛 つ 格式大庄 た。 順であっ 一子供役代勤 子供役-当 年 上踏 初 百人夫方 (一八六 は みは その <u>F.</u> 踏 本

農兵 百 (「長井大庄屋日記」)。 刀御免の者― 人夫方代勤 郡医 御手当- $\dot{\square}$ 人馬方 [屋番 鄉 筒 0 順 抻 -准農兵-であった。 方 郷 筒世 -平百姓の順 続い 話方 て下 子供役格 であ

- で、下踏みの者は雨覆いの上家を掛けた所で踏むことにが、文久元年(一八六一)の絵踏から上踏みの者は椽側が、文久元年(一八六一)の絵踏から上踏みの者は椽側
- 8 した。 踏み) のである。 たっては、 作手永大庄屋日記」)。 皆済の者には酒二升を与えて褒賞し、 安政三年 をした。 俵拵えの良い者には銀 絵踏が義務付けられていない女性でも、 (一八五六) 褒賞制度が行われ、 また、 このように、 の宗門改 俵 拵えの良い か・ 勧業・ 両の褒賞を与えた 宗門改め・ 絵踏以降、 者も絵踏の免除を 勧農が奨励された 絵踏の免除 絵踏 年貢の早 年貢早 仮抜け にあ 回国 期
- 9 小倉 延元年 八五八) ルシウスは、 安政三年 の絵踏 っていた踏絵が同年の小倉戦争 (一八六〇) に長崎の絵踏は停止された。 (一八五六)、 絵踏の は慶応三年 閏三月に廃止となり 廃止を長崎 オランダ商館長ドン (一八六七) 奉行に進 0) 中 実施 (長州戦争) 津藩の絵踏は 言 (「惣町大帳 クル が最 同 五. 後で、 \parallel 年 で焼 牛 万

は、明治四年(一八七一)に全面的に廃止された。失したのを契機に、以後廃止された。そして、絵踏制度

三節 地域社会の変容と制度改せ

府見聞: 損毛あり」 歩也、 保十七壬子年、 十七年は、 定的な追い打ちをかけたのが による麦不作と多数の病者発生という状況であった。 は昼夜ともに降り通し」(『四日市村年代記』)と長雨 月廿七日迄雨降り続き、 に入っても同 ゆるめることなく農村では し、 は幕府が小倉藩に五○○○石の救援米を支給した。そして享保 (一七〇五)、 享 第八号、 翌八年も二年連続の凶作となった。 保 集 五月閏は雨降事五十日、 飢 **『豊前叢書』** (「小倉藩政雑志・歴代藩主五・三代忠基」 小倉藩領では 饉 四七頁)という蝗虫の甚大な被害であった。 四年から六年、 同七年は暴風 大飢饉抜書、 雨 延宝二年 が襲来、 第二巻、 右の内四 「前の五月末方より雨降りだし、 (一六七四)、 延宝七年の 、雨で収穫は減少している。 餓死するも 同九年と暴風雨 麦作赤手入大寿 「七月上旬より小倉領中稲虫 此時に当り人民夥敷病む」(「倉 福岡県史資料』 日ほど降らず日あり、 大暴風は大凶 三年と連続して大暴 のもあった。 しかし藩は年貢徴 (麦) 洪水で、 第三 『豊前』 五歩小麦二 輯 が降り 作をもたら 宝 これに決 享保期 と長 その 九 叢書本 閏五 収を 余 風